

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 土地改良区の設立の認可(二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定(三件)
- 基本測量の終了
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始

規 則

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十一号

鳥取県訓練手当等支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当等支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

一部を次のように改める。

鳥取県訓練手当支給規則

第二条中「扶養手当」を削り、「受講手当」の下に「特定職種受講手当」を加え、「並びに特定職種訓練受講奨励金」を削る。

第三条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に、「第八号」を「第七号」に改め、同項第三号中「あつ旋」を「あつせん」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

九 港湾運送事業離職者に係る職業転換給付金の臨時特例に関する省令

(昭和四十九年労働省令第四号) 第四条第一項に規定する者

第四条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、支給対象者が疾病若しくは負傷により引き続き十四日を超えて職業訓練を受けることができなかった場合は当該疾病若しくは負傷のすべての日又は天災その他のやむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず職業訓練を受けなかつた場合は当該職業訓練を受けなかつた日については、支給しない。

第四条第二項第一号中「各市」を「市」に、「七百八十円」を「千二百九十円」に改め、同項第二号中「七百五十円」を「千二百五十円」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、二十歳未満である支給対象者に対して支給する基本手当の日額は、千二百五十円とする。

第五条 削除

第六条第二項中「二百八十五円」を「三百五十円」に改め、同条中第七項を削り、第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項各号列記以外の部分中「六千円」を「八千五百円」に改め、同項第一号中「第六項」を「第八項」に改め、同項第二号中「九百九十円」を「千七百七十円」に、「千六百二十円」を「二千七十円」に、「千八百円」を「二千二百五十円」に、「二千二百五十円」を「三千二百四十円」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。
3 技能習得手当のうち特定職種受講手当は、支給対象者が次に掲げる訓練科に係る職業訓練（委託訓練及び速成訓練を含む。）で公共職業訓練施設が行うものを受ける期間の日数に応じて支給する。

- 一 鑄造科
- 二 板金科
- 三 製罐科かん
- 四 金属プレス科
- 五 溶接科
- 六 めつき科
- 七 電気工事科
- 八 ブロック建築科
- 九 配管科
- 十 左官科

十一 建設機械運転科

十二 塗装科

4 特定職種受講手当の月額は、二千円とする。ただし、第四条第一項ただし書の規定により基本手当を支給されない日のある月の特定職種受講手当の月額、その日数のその月の現日数に占める割合を二千円に乘以得た額を減じた額とする。

第六条に次の一項を加える。

9 第四条第一項ただし書の規定により基本手当を支給されない日のある月の通所手当の月額、第六項の規定にかかわらず、その日数のその月の現日数に占める割合を同項の規定による額に乘以得た額を減じた額とする。

第七条第二項ただし書中「次の各号に掲げる期間を含む月」を「次に掲げる日のある月」に、「当該期間の日数のその月の日数」を「その日数のその月の現日数」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 前項に規定する親族と別居して寄宿していない日
 - 二 第四条第一項ただし書の規定により基本手当を支給されない日
- 第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条第一項ただし書中「第二号から第四号まで及び第七号」を「第二号から第五号まで」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十六条の規定による基本手当又は同法第三十七条の規定による傷病手当
 - 二 雇用保険法第四十八条の規定による日雇労働求職者給付金
- 第九条第一項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同項に

次の一号を加える。

六 雇用促進事業団の支給する職業訓練に関する手当

第九条第二項を次のように改める。

2 雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格者(同法第四十条第一項に該当する場合を除く。)が同法第四十条の規定による特例一時金の支給を受けた場合には、当該離職の日の翌日から起算して六箇月が経過する日と同条第二項の認定が行われた日から起算して五十日を経過する日のうちいずれか早く到来する日までの間は、訓練手当を支給しない。

第十条中「又は奨励金(以下「訓練手当等」という。）」、「及び第二項各号」及び「及び奨励金」を削る。

第十一条第一項中「訓練手当等の」を「訓練手当の」に、「訓練手当等受給資格認定申請書」を「訓練手当受給資格認定申請書」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「訓練手当等の」を「訓練手当の」に、「訓練手当等受給資格認定書」を「訓練手当受給資格認定書」に改める。

第十二条(見出しを含む。)中「訓練手当等の」を「訓練手当の」に、「訓練手当等に」を「訓練手当に」に、「訓練手当等支給申請書」を「訓練手当支給申請書」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 訓練手当は、支給対象者の申請により毎月一回、既に訓練を受け終わった分について支給する。ただし、訓練手当の支給を毎月一回とすることが適当でないものについては、毎月二回以上とすることができ

る。
第十四条中「訓練手当等」を「訓練手当」に改める。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第二号)」に改め、同様式その一を次のように改める。

その1

訓練手当受給資格認定申請書

年 月 日

鳥取県知事 殿

申請者 ㊦

訓練手当の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

① 申請する手当の種類 ※	基本手当		技能習得手当		寄宿手当	
			受講手当	特定職種受講手当		
② 申請者の記入する欄	(1) 氏名	(2) 生年月日別 性		明・大・昭年月日(歳)男・女		
	(3) 住所又は居所	()方				
	(4) 家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	備考	
	(5) 寄宿の事実	有・無	(6) 寄宿開始年月日	年 月 日		
(7) 寄宿前の住所又は居所	()方					
③※ 職業訓練を行う施設の長の確認欄	(1) 訓練の別	公共職業訓練	職場適応訓練	家事サービス職業訓練		
	(2) 訓練期間	年 月 日から 年 月 日まで		(3) 訓練科又は訓練職種		
	(4) 訓練受講指示の根拠	規則第3条該当号数第1項第1号・2号・3号・4号・5号・6号・7号・8号・9号・第2項				
	(5) 雇用保険金等受給資格の有無	有 ・ 無				
	種類	イ 雇用保険金(傷病給付金)	ロ 船員失業保険金(傷病の場合の給付金)	ハ 国家公務員等失業者退職手当	ニ イからハまでに相当する地方公共団体が支給する給付金	
	有 ・ 無					
	金額					
	受給期間					

上記のとおり進達します。

年 月 日

職業訓練を行う施設の所在地

職業訓練を行う施設の長の職氏名

㊦

備考 1 ②欄には必要な事項を記入し、又は該当する個所に○印をすること。

2 ※印欄には記入しないこと。

様式第一号その二の備考以外の部分中「訓練手当受給資格認定申請書」

や「訓練手当受給資格認定申請書」に「行なう」や「行なっている」

や「行なう」や「行なっている」や「行なっている」

様式第二号 (第11条関係)

に改める。
様式第一号を次のように改める。

訓練手当受給資格認定書

氏名	明大昭						性別	男・女
生年月日	年	月	日	(歳)			
住所又は居所								
訓練施設名								
訓練科目又は種別								
訓練期間	年	月	日	から	年	月	日	
訓練手当の種類	基本手当	技能習得手当		通所手当		寄宿手当		備考
	日額	円	日額	円	月額	円	月額	
変更欄	変更年月日							
	変更事項							

上記のとおり認定する。

年 月 日

鳥取県知事

印

備考 1 この認定書は、毎月訓練手当の支給申請を行う際必要なので、大切に保管しておくこと。

2 氏名、住所又は居所、家族の状況、通所方法その他訓練手当受給資格認定申請書(その1及びその2)を提出する際に申請書に記入した事項に変更があった場合には、速やかにその旨を職業訓練を受けている施設の長(職場適応訓練にあつては管轄公共職業安定所の長)を經由して知事に届け出ること。

なお、事実を秘して不正に訓練手当を受給し、又は受給しようとした場合には、不正があつた日以後訓練手当の支給を中止することになる。

様式第三号(第12条関係)

訓練手当支給申請書

年 月 日 鳥取県知事 殿

年 月 日

鳥取県知事 殿

下記のとおり訓練手当の支給を申請します。

記

氏名	② 訓練が行われなかった日		④ 家族と別居していない日	⑤ 備考	基本手当			技能習得手当			寄宿手当		合計金額			
	③ 訓練を受けなかった日 疾病又は負傷による場合	③ 訓練を受けなかった日 天災その他を理由とする場合			日数	日額	月額	受講手当 日数 日額	特定職種手当 日数 月額	通所手当 日数 月額	日数	月額				

上記の記載事項に誤りのないことを証明する。

職業訓練を行う施設の所在地
職業訓練を行う施設の長の職氏名

印

- 備考
- ③欄から④欄までは、該当する日を記入すること。
 - ⑤欄は、②欄から④欄までの日についての具体的事情その他必要な事項を記入すること。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。
- 2 改正後の鳥取県訓練手当支給規則の規定は、昭和五十年四月一日以後に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給について適用し、同日前に職業訓練を受けた日に係る訓練手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭和五十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に支給された訓練手当等は、改正後の鳥取県訓練手当支給規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第九百六十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口六九五番地の一	昭和五十年十月三日

鳥取県告示第九百六十五号

八頭郡八東町大字南四〇番地杉原節夫ほか二十六人の者から設立認可申請のあつた八東土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月二十八日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十六号

東伯郡赤碓町大字竹内三六六番地中井孝ほか十九人の者から設立認可申請のあつた勝田川土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十月二十八日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十七号

昭和五十年八月二十五日付けで羽合町から申請のあつた土地改良（長瀬地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十一月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十八号

昭和五十年九月十二日付けで大山町から申請のあつた土地改良（種原地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十一月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百六十九号

昭和五十年九月三十日付けで中山町から申請のあつた土地改良（羽田井地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年十一月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百七十号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業地域

江府町

三 終了年月日

昭和五十年十月九日

鳥取県告示第九百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年十一月四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類		路線名	変更前後	区	間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道		米子石見 新見線	変更前	日野郡日南町下石見字深田一 五五〇番の一の先から同町中 石見字下モ土居五九五番の二 の先まで	九・五 二・五 〇・五	七四三	
			変更後	日野郡日南町下石見字深田一 五四〇番の一の先から同町中 石見字下モ大ブケ六一〇番の 一の先まで	九・五 〇・五 二九・五	八三〇	
			変更前	日野郡日南町上石見字手洗川 道下タ八四一番の五の先から 同町上石見字谷田原ノ上エ七 一五番の先まで	三・〇 〇・〇 〇・〇	三七〇	
			変更後	日野郡日南町上石見字手洗川 下モ道下タ八三九番の一の先 から同町上石見字谷田原ノ上 エ七一四番の一の先まで	二一・〇 〇・〇 一八・〇	三七七・八	
				日野郡日南町上石見字手洗川			

上石見黒坂停車場		変更後
変更前	変更後	
日野郡日南町上石見字手洗川道下タ八四一番の五の先から同町上石見字橋ノ下モ七七一番の先まで	下モ道下タ八三九番地の一の先から同町上石見字谷田原ノ上エ七一四番の一の先まで	
三・〇	一・〇	
五・〇	一八・〇	
一八五	三七七・八	

鳥取県告示第九百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年十一月四日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年十一月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む。）】

道路の種類	路線名	区	間	供用開始の期日
県道 車場線	上石見黒坂停車場線	日野郡日南町上石見字手洗川道下タ八四一番の五の先から同町上石見字橋ノ下モ七七一番の先まで	昭和五十年十一月四日	